破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９１号
宮城県大崎市田尻大嶺字北山104番地
債務者　佐藤清一郎
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１０８４号
福岡市東区香椎駅東１丁目15番20号
債務者　木下加奈子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　栄治
4　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９５号
仙台市青葉区落合４丁目６番９―204号
債務者　横山　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
徳島県板野郡板野町大寺字亀山下87番地23、旧住所徳島市庄町５丁目81番地の141
債務者　須藤　雅士
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　　務
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市皷川町５番45号
債務者　篠原　康仁
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　昭博
4　破産債権の届出期間　平成23年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
鹿児島県鹿児島市原良３丁目18番36号
債務者　前　　善博
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目20番15号
債務者　川北　省作
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　武臣
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市甲突町26番５号　天保山ハイツ502
債務者　湯之脇喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西薗　亮一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
釧路市柏木町６番1104号　柏木改良住宅ＫⅠ―1104号室、住民票上の住所釧路市柏木町６番1104号
債務者　角田トヨ子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の224
債務者　前野とき子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８９号
岐阜県多治見市京町６丁目87番地
債務者　古林　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９０号
岐阜県多治見市京町６丁目87番地
債務者　古林　　司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１４号
山口県萩市大字米屋町41番地、前住所山口県萩市大字塩屋町10番地
債務者　木原　光久
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１５号
山口県萩市大字米屋町41番地、前住所山口県萩市大字塩屋町10番地
債務者　木原百合江
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
山口地方裁判所萩支部